

## 甲州市地域公共交通会議構成員

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体を代表者
- (3) 住民又は利用者の代表者
- (4) 国土交通省関東運輸局山梨運輸支局長又はその指定する職員
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (6) 国及び県の関係行政機関の代表者
- (7) その他の交通会議の運営上市長が必要と認める者日